護した「自由

が特定の時代や場所に限定されない

」に妥当する普遍的理念であること(したがって、

現代にお

0)

「人類全

〈二〇二二年度学部卒業論文の概要〉

表現の自由」

の現代的

題

俚 愿

金

設定という課題を明らかにするために用いた方法は以下の通 なお考慮されるべき倫理的価値であるという主張を展開した。 両者が有する妥当性と現代社会に当てはめた際の限界を踏まえ て考察を行った。現代社会に適用可能な「表現の自由」の範囲 両極端とする現代の表現環境をいかにして改善し得るかについ 不在に見出し、 曖昧さの所以を「自由」 たうえで、近代に由来する「人間性」の理念が現代においても 「自由」概念の基礎づけを二つの章において検討した。続いて 本論文では、 章は「現代批判のためのカント哲学」と題し、 まず、カントとミルによって打ち立てられた近代的 検閲と嫌悪表現(ヘイト・スピーチ)の放任を 現代社会における「表現の自由」 概念そのものに関する絶対的な合意の 概念が有する カントの

> なるべきであることを論じた。 自由」を含めた「理性的存在者としての人間の自由」 てはならないという「人間の道具化禁止」の命法が、「言論の 尊重されるべきであって、決して単なる手段としてのみ扱われ 則の下に置かれているあらゆる人間の人間性がそれ自体として すなわち「道徳的な自由」であること、さらに言えば、 であるというカントの論証に焦点を当て、「理性的な自由. 者の自律を可能ならしめる理性の普遍的な法則が「道徳法則. を参照しつつ解説を試みた。本論文では、 るものであるかに関しては あることを論じた。カントにおける「理性的な自由_ 哲学において根拠づけられる「理性的な自由」に基づく概念で のカントの啓蒙思想にあらわれる「言論の自由」が、 と)を確認する作業を行った。まず、 ける「自由」の範囲を問う際にも有効な論点を含むというこ 『道徳形而上学の基礎づけ』 論文 あらゆる理性的存在 「啓蒙とは何か」で 彼の道徳 がいかな

揮」による個人の成長によって可能であると主張される点に注 止」によって成り立つ点、さらに、 大限の社会的効用」が社会成員の「幸福の促進」と「危害の防 ミルが「表現の自由」の最大限の保障を唱えた理由である「 能性に基づく他者への尊重の義務を明らかにした。本論文は、 の自由市場論」の解釈を通して、 ものは し、ミルの提唱した「危害原則」によって禁止されるところ 第二章では、ミルの『自由論』において展開された「表現 「他者の個性の自由な発展を妨げること」であり、 人間の不完全性および発展可 幸福の実現は 個性

て他者の自由な成長に害をもたらす」ものとして、道徳的非難好き嫌いをあたかも真理であるかのように主張し、それによっり確かな真理への接近」であると結論した。ミルの議論の基づくならば、例えば、現代におけるヘイト・スピーチは「単なるくならば、例えば、現代におけるヘイト・スピーチは「単なるりを嫌いをあたかも真理であるかのように主張して、道徳的非難に当の原則によって擁護されるところのものは「社会のあらゆに当の原則によって擁護されるところのものは「社会のあらゆ

に値する行為と判定できる。

原理や一般的な教育、法体制などの根幹となるにふさわしいとはたとえ単なる理念にとどまろうとも、個々人の主観的な行為けて努力し得る存在としての人間」であり、こうした人間理解

考えられるからである。

うちに推奨され、結果として人間の道具化現象が著しくなっ ともに検証されていないコンテンツの量産という問題が台頭し よび価値の多元化のため、「表現の自由」を優先的な価値とし 的発達およびグローバリゼーションによる表現環境の複雑化お 現の自由」論が、 れる。というのは、本論文が導き出したカントとミルの自由論 環境」を目指すべきであるという課題を示唆していると考えら 近代的な「表現の自由」擁護論は「人間性の尊重に基づく表現 た。こうした状況に対して、第一章および第二章で検討された の中では、 ている。 根拠が希薄になりつつある。第二に、表現行為における「公 て認めたり、 意義を持ち得るのかについて論じた。第一に、メディアの技術 」の区分が曖昧になり、コミュニケーションの機会の平等と 第三章では、 第三に、コンテンツ間の競争が促されるメディア環境 情報の発信者が自らを「商品化」することが暗黙の 反対に表現行為に対する一定の法的規制を設ける 先の二つの章において検討された近代的な「表 現代特有の変化した表現環境の中でいかなる

の共通項は「理性をもって社会の改善を構想し、その理念に向

0

における

う批判が投げかけられていた「世界市民」という人間の在り

一章では、パトリオティズムとの両立が不可能であるとい

意義をカント哲学に依拠し論じた。具体的には

「判断力

世 界市民概念と平和 0 問題

表する存在であることを明らかにした。

る諸問題に対し、

自分自身の悟性を自分で多元的に使用し世界で生じてい

理性的に首尾一貫して考え、

時には意見を公

下

Ш

航

解決し「永遠平和」 諸問題の原因をナショナリズムに見たうえで、そうした問題を 世界市民」 本論文の中心的な課題は戦争をはじめとした権利侵害という 概念の細やかな内容並びにその意義を捉えだすこ への可能性を確保するために多層性のある

教育制度と結びつくナショナリズムから抜け出すことは困難で 成立の条件である国民国家を挙げた。近代国家の中央集権的な はあるものの、 を参照しナショナリズムを用意したものとして近代産業社会の 概念にその可能性を見定めた。 第一章ではアーネスト・ゲルナー 古代ギリシア・ロー マ以来のパトリオティズム 『民族とナショナリズム』

とである

利をすべての人に等しく保障する体制をカント哲学に立脚し論 へと努力し得る新たな「世界市民」概念が結論として得られた。 オティズムとも両立し人類の権利を擁護し あり、それがパトリオティズムに他ならないのである。 であるため、市民にはその生活する地にのみ負う特別の義務が に見出した。立法権を担う市民の役割は共和制にとって不可欠 を理念としての共和制において立法権を担う市民の義務の遂行 第三章ではその保障に努めるべき権利の根拠、並びにその権 そのうえでパトリオティズムと「世界市民」とが合致する点 「永遠平和 トリ

権利、 こにおいて諸国家は互いに平等な関係にあり、 であるため国家間の関係もまた法的状態に移行しなければなら 立されたとしても、 立が必要になる。しかしながら、仮に一国において共和制が設 立法権が執行権並びに裁判権と分離されている共和的国家の設 態である。「永遠平和」のためには市民の統合した意志である 権利を完全に保障することこそカントが「永遠平和」と呼ぶ状 じた。人間の有する諸権利は道徳法則に由来する唯一生得的な カントが構想した法的な国家関係は国際連盟であり、 つまりは人間性の権利に基づくものである。 国家間の関係は依然として自然状態のまま 国家間で生じた そ

単に自らの私的な生活における関心にのみ囚われるのでは 「悟性の三つの格率」を踏まえて「世界市民 決される。 権利の問題は戦争によってではなく、

が、

国家間の会議によって解

いような商人や難民といった人の権利や、国家と個人の間で生いる権利と義務とをめぐる問題は国家法でも国際法でも保障のにる権利と義務とをめぐる問題は国家法でも国際におけ人も国家も「一道徳的人格」として見て、それらの関係におけんも国家も「一道徳的人格」として見て、それらの関係におけんも国家も「一道徳的人格」として見て、それらの関係におけるというものである。世界市民法/権は国家に対し、難民といった他国への訪問の可否が命を左右する場合には義務としてその人を入国させなければならないことを教え、個人に対してその人を入国させなければならないことを教え、個人に対してその人を入国させなければならないことを教え、個人に対してその人を入国させなければならないことを教え、個人に対してといった他国への訪問の可否が命を左右する場合には義務としていった他国への訪問の世界でも、

付けた。

一様和論との対比から見出した。ビトリアの権利論は各人にあら権利論との対比から見出した。ビトリアの権利論は各人にあら権利論との対比から見出した。ビトリアの権利論は各人にあら権利論との対比から見出した。ビトリアの権利論は各人にあら権利論との対比から見出した。ビトリアの権利論は各人にあられているではカントの世界市民権概念の意義をビトリアのまた本論文ではカントの世界市民権概念の意義をビトリアの

社交的社交性」が人間をして「国家法」、「国際法」、「世界市民るカントの行論を検討した。カントは人間の傾向性である「非

第四章では「永遠平和」を「自然」概念によって「保証」

なるが、そのような状況にあっても永遠平和の実現に向けたしば完全な平和が実現するという兆しすら見出すことが困難にと論じている。戦争や権利侵害が勃興する状況においてはしば法」という三つの公法を完全に実現せしめることが可能である

得ないとするところにカント哲学の特徴がある。国家に属さな

世界市民法/権を考えることなしに「永遠平和」は達成され

との関係についての検討が今後の課題となった。ける詳細な議論やカントにおける世界市民概念と彼の道徳哲学ける詳細な議論やカントにおける世界市民概念と彼の道徳哲学

ことができると論じた。

我々の努力を支えるものとして、カントの保証論を意義づける